

合併の判断

まず、合併の是非判断の心構えについて、二点述べてみたいと思います。

一つは、過大な期待は抱かないということであります。

この地域の合併も含め、そもそも合併というものは、「生活圏の広域化に対応できなくなっていく」「少子高齢化の進展をはじめ増大する行政需要に対応できなくなっていく」「地方分権の進展に伴う自己責任の増大に対応できなくなっていく」「ますます厳しくなる財政状況のため行政サービスが維持できなくなっていく」などを打開するための一つの手段に過ぎず、地域の振興を図る政策ではないのであります。「新市建設計画は政策ではないのか」という声が聞こえてきそうですが、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、

これに即して行うようにしなければならない。」という地方自治法の規定の重みを考えると、新市建設計画は、社会資本の整備水準の格差是正という合併のための条件整備を盛り込む以外は、それぞれの議会の議決を経て決定された市町の計画をベースに調整されるなど、政策立案というより政策調整に徹するほうが良いと考えます。また、合併特例債にも過大な期待があるようですが、社会資本の整備水準の格差是正という合併のための条件整備には有効でも、発展のための起爆剤という救世主にはなりえないのです。

二つは、公平ということにこだわり過ぎないということであります。

住民にとって負担と受益のバランスは非常に重要であります。このバランスも当然バラバラであります。従って原則的には、負担は低い方に、サービス水準は高い方ということで検討され、最終的には、それで財政運営が成り立つのかという検討も加えられ調整されていくと思います。しかし、その調整は5つの旧制度を1つの新制度(姉妹都市関係の維持など例外的に1市5制度もありうる)にするということでありますので、すべてに公平ということはありません。従って、調整ができたということをもって良とする位の感覚で受け止めるのが、案外正解かも知れません。



チェック 1

今回の合併の方式は、「宮津市、与謝郡加悦町、同郡岩滝町、同郡伊根町及び同郡野田川町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する」という方式がとられることとなっております。従いまして、五つの異なる制度・価値観を調整するということでもありますので、調整の結果によっては五つのどれにも当てはまらない「中をとる」ということもありうるのであります。そのため、合併協定項目の調整方針というのが定められ、協議調整の原則として五つのことが意思統一されております。

一つは、住民生活に直接関わる事項については、